

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年7月14日
【四半期会計期間】	第30期第1四半期（自 2023年3月1日 至 2023年5月31日）
【会社名】	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
【英訳名】	Samantha Thavasa Japan Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米田 幸正
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番1号
【電話番号】	03-6400-5524
【事務連絡者氏名】	管理統括本部長 杵本 直司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番1号
【電話番号】	03-6400-5524
【事務連絡者氏名】	管理統括本部長 杵本 直司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期 連結累計期間	第30期 第1四半期 連結累計期間	第29期
会計期間	自 2022年3月1日 至 2022年5月31日	自 2023年3月1日 至 2023年5月31日	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日
売上高 (百万円)	6,622	6,077	25,241
経常損失 (△) (百万円)	△250	△310	△1,548
親会社株主に帰属する四半期（当期）純損失 (△) (百万円)	△324	△347	△1,996
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△328	△303	△2,037
純資産額 (百万円)	2,188	1,976	479
総資産額 (百万円)	20,278	16,981	16,354
1株当たり四半期（当期）純損失金額 (△) (円)	△4.93	△5.28	△30.31
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.1	9.1	0.6

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．第29期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、1株当たり四半期（当期）純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません、又当第1四半期連結累計期間は、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

重要事象等に関する事項

当社グループは、前連結会計年度において、当社グループの流動比率（＝流動資産/流動負債）が61%となったことに加え、前連結会計年度に営業損失1,717百万円、経常損失1,548百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,996百万円を計上したことにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を4期連続で計上するなどの状況となりました。また、当第1四半期連結累計期間においても同様の状況が継続しております。これらのように当社グループには、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

このような事象又は状況を解消するために、当社グループでは2022年下期以降、「Reborn計画」の下で収益構造の改善及び資本の増強を喫緊の経営課題と捉えて取り組んでおります。

まず収益構造の改善におきましては、店舗別の収益構造から強化店舗、撤退店舗を区分けし、経営資源の効率的な投下に向けて構造的体質改善を行います。更に既存ブランド事業の進化形態として新業態事業モデルを開発し、2024年2月期（2023年度）上期より展開を進めてまいります。ブランド事業においては、ブランド&デザインの一元管理を行うことによる、販売への世代別マーケティングの強化に加えて、高品質商品を新たに開発してまいります。そのためにこれまで海外生産が中心であった生産体制も見直しを図り、国内生産へのシフト回帰を図った市場対応型の生産体制を構築いたします。また物流機能の更なる統合と合理化をすすめ、過剰在庫の削減や仕入のコントロールによる在庫効率の改善と物流経費の効率化を図り、物流構成比の低減に努めてまいります。加えて新たなパートナー企業との新市場の販売提携も進めており、早期に黒字化を目指してまいります。

これら事業構造改革を着実に実行するために、2022年9月より、社長直轄組織として経営企画室を設置し予実管理体制の強化、各本部の責任者に執行役員を配置することにより、業務推進の責任体制、更には組織・人事改革を推し進めております。

全社員が高いモチベーションを維持し、日々の業務に取り組める就労環境の改善整備を進めるとともに、新経営陣の下、新たな行動指針である「3つの一手間かけた思いやり」を周知徹底、率先垂範で取り組むことにより、よき規範づくりを進捗させております。

また、財務面におきましては、2023年5月30日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様からのご承認を受けまして、株式会社コナカ（当社親会社）を引受先とする18億円のA種種類株式の発行と減資等を実施し、資本増強と資本構成の最適化を図り、「Reborn計画」の確実な実行のための資金調達を行っております。更に、ご支援頂いております取引金融機関や親会社に対しましては、既存の借入金の返済期限の延長など、引き続きご支援を頂くことにより、さらなる財務体質の改善に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置付けが5類に移行したことにより人の流れに回復の兆しがあり、経済社会活動の正常化から景況感の押し上げが期待される状況となりましたが、ウクライナ紛争等の影響を受けた資源・エネルギー価格の高騰と販売価格への転嫁が景況感を下押しする構図が続き、先行きとしては小幅の改善を見込みながらの状況にあります。

当社グループが属するファッション・アパレル業界においては、円安とインバウンド需要の戻りが後押しした影響により、コロナ禍以前の消費水準には届かないものの消費の伸びが見られました。一方で、コロナ禍による人々のライフスタイルの変容による消費行動の変化や消費構成の変化、販売チャネル構造の変化も見られることから、より一層の対応と工夫が求められる市場になりつつあります。

このような状況のもと、当社グループは「心をついに！ひと手間かけた思いやり」を行動規範として、事業拡大と社会貢献に取り組んでまいります。2024年2月期は「Reborn計画」において3年後のありたい姿へのマイルストーンの2年目となり「リカバリー期」と位置付けています。「リカバリー期」の主な内容としては、事業本

部制によるセグメント機能の確立、事業計画時実行と予実管理体制の確立、サマンサタバサ事業とフィットハウス事業とのシナジー拡大、フィットハウス事業の新戦略モデルの市場投入本格化、次期新基幹システムの本格稼働、管理部門の体制強化、業務の就労環境整備と効率化、国内生産・アセアンシフトの本格化及び公式ECサイトのメディアサイト化、等に取り組んでまいります。

店舗展開につきましては、Reborn計画におけるサマンサタバサ事業の新業態店舗においては3店舗の出店、バッグ事業においては10店舗の退店、ジュエリー事業においては3店舗の退店、その他事業においては1店舗の退店、海外子会社STLにおいては2店舗の出店となり、当連結会計第1四半期末の店舗数は261店舗となりました。

今後はブランドの総合力を活かしたReborn計画における新業態店舗の出店を拡大してまいります。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は60億77百万円（前年同期比8.2%減）、営業損失は88百万円（前年同期は3億31百万円の損失）となりました。また、営業外収益に不動産賃貸料24百万円、受取利息4百万円等を、営業外費用に2023年4月14日公表の「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ」のとおり、当該スキームにかかる証券会社へのコンサルフィー及び弁護士報酬等として株式交付費2億14百万円、支払利息37百万円等を計上したことにより、経常損失は3億10百万円（前年同期は2億50百万円の損失）となりました。法人税等合計4百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する四半期純損失は3億47百万円（前年同期は3億24百万円の損失）となりました。

なお、当社グループは「ファッションブランドビジネス」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

② 財政状態の状況

(資産)

総資産は169億81百万円であり、前連結会計年度末と比較して6億27百万円増加しております。主な要因は、現金及び預金が2億12百万円増加、商品及び製品が2億8千百万円増加、無形固定資産が77百万円増加した一方、差入保証金が64百万円減少したことなどによるものであります。

(負債)

総負債は150億5百万円であり、前連結会計年度末と比較して8億69百万円減少しております。主な要因は、支払手形及び買掛金が1億86百万円増加、賞与引当金が1億37百万円増加した一方、1年内返済予定の長期借入金が9億円減少したことなどによるものであります。

(純資産)

純資産は19億76百万円であり、前連結会計年度末と比較して14億96百万円増加しております。主な要因は、A種種類株式発行による18億円の資本増強を行った一方、親会社株主に帰属する四半期純損失3億47百万円を計上したことなどによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(1) A種種類株式の引受契約の締結

2023年5月30日開催の当社定時株主総会での承認を受け、株式会社コナカ（当社親会社）を引受先とする18億円の優先株式の引受契約を締結し、2023年5月31日に優先株式を発行しています。

(2) シンジケートローン第三変更契約の締結

当社は、当第1四半期連結会計期間において、2020年10月27日付の株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約について、主に以下の内容で第三変更契約を締結しております。

トランシェC

借入残高	1,635百万円
返済期限	返済期限を2023年9月29日に変更

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	134,400,000
A種種類株式	18
計	134,400,018

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2023年5月31日)	提出日現在 発行数（株） (2023年7月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,851,417	65,851,417	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株で あります。(注)1
A種種類株式	18	18	非上場	(注)2
計	65,851,435	65,851,435	—	—

(注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 2023年5月30日開催の定時株主総会決議に基づき2023年5月31日に発行したA種種類株式の内容を次のとおりであります。

(1)優先配当金

①A種優先配当金

当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に先立ち、A種種類株式1株につき、下記②に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

②A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1億円（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.875%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記④に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

③非参加事項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記④に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本④に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記②に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記②但書の規定は適用されないものとして計算する

ものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)まで、年利1.875%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本④に従い累積する金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、普通株主等に先立ち、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び下記③に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本①においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.②に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。))。

(3) 議決権

① A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

② 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、償還請求日の14日前までに当会社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)下記②に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭(但し、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。以下「償還金額」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A種種類株主等に対して交付するものとする。

但し、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

② 償還金額

A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還金額」という。)とする。

$$\text{基本償還金額} = \text{払込金額相当額} + \text{A種累積未払配当金相当額} + \text{A種日割未払優先配当金}$$

なお、本②においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。

③ 償還請求受付場所

東京都港区三田一丁目4番1号 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

④償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記③に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭対価取得条項

当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)下記②に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（但し、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

② 取得金額

A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本取得金額」という。）とする。

$$\text{基本取得金額} = \text{払込金額相当額} + \text{A種累積未払配当金相当額} + \text{A種日割未払優先配当金額}$$

なお、本②においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。

(6) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- ① 当会社は、A種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- ② 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ③ 当会社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(8) 優先順位

- ① A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- ② 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年5月31日(注) 1	18	65,851,435	900	3,032	900	935
2023年5月31日(注) 2	—	65,851,435	△2,932	100	△935	—

(注) 1. 有償第三者割当によるA種種類株式の発行による増加であります。

発行価格 100,000,000円

資本組入額 900,000,000円

割当先 (株)コナカ

2. 会社法第447条第1項および第448条第1項に規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。なお、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分と併せて繰越利益剰余金の欠損を填補いたしました

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2023年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 65,838,000	658,380	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 13,217	—	—
発行済株式総数	65,851,417	—	—
総株主の議決権	—	658,380	—

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株14株が含まれております。
2. 上記の他、2023年5月31日に無議決権株式であるA種種類株式18株を発行しております。

② 【自己株式等】

2023年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式）株式 会社サマンサタバサ ジャパンリミテッド	東京都港区 三田1丁目4-1	200	—	200	0.00
計	—	200	—	200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,181	2,393
売掛金	1,196	1,302
商品及び製品	※1 5,728	※1 6,009
仕掛品	0	2
原材料及び貯蔵品	84	93
前払費用	130	150
未収入金	91	72
その他	152	77
流動資産合計	9,566	10,101
固定資産		
有形固定資産		
土地	※1 2,949	※1 2,949
その他	※1 1,487	※1 1,583
有形固定資産合計	4,436	4,532
無形固定資産		
その他	353	430
無形固定資産合計	353	430
投資その他の資産		
差入保証金	1,698	1,634
その他	298	281
投資その他の資産合計	1,997	1,916
固定資産合計	6,787	6,879
資産合計	16,354	16,981
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 796	※1 983
短期借入金	※1 2,754	※1 2,753
1年内返済予定の長期借入金	※1 9,924	※1 9,024
未払法人税等	208	6
契約負債	120	99
賞与引当金	213	350
その他	1,574	1,507
流動負債合計	15,592	14,726
固定負債		
ポイント引当金	34	26
その他	248	252
固定負債合計	282	278
負債合計	15,874	15,005

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,132	100
資本剰余金	7,921	—
利益剰余金	△9,743	1,662
自己株式	△0	△0
株主資本合計	309	1,762
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	△0
為替換算調整勘定	△212	△211
その他の包括利益累計額合計	△211	△211
非支配株主持分	381	425
純資産合計	479	1,976
負債純資産合計	16,354	16,981

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
売上高	6,622	6,077
売上原価	2,963	2,619
売上総利益	3,658	3,457
販売費及び一般管理費	3,990	3,546
営業損失(△)	△331	△88
営業外収益		
受取利息	1	4
為替差益	71	2
不動産賃貸料	30	24
補助金収入	29	2
その他	14	6
営業外収益合計	147	39
営業外費用		
支払利息	36	37
不動産賃貸費用	13	7
株式交付費	—	214
その他	16	1
営業外費用合計	66	261
経常損失(△)	△250	△310
特別利益		
固定資産売却益	0	0
会員権売却益	4	—
特別利益合計	4	0
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純損失(△)	△245	△310
法人税、住民税及び事業税	64	4
法人税等調整額	△9	—
法人税等合計	54	4
四半期純損失(△)	△300	△315
非支配株主に帰属する四半期純利益	24	32
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△324	△347

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
四半期純損失(△)	△300	△315
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
為替換算調整勘定	△27	12
その他の包括利益合計	△28	11
四半期包括利益	△328	△303
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△376	△347
非支配株主に係る四半期包括利益	47	44

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において、当社グループの流動比率（＝流動資産/流動負債）が61%となったことに加え、前連結会計年度に営業損失1,717百万円、経常損失1,548百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,996百万円を計上したことにより、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を4期連続で計上するなどの状況となりました。また、当第1四半期連結累計期間においても同様の状況が継続しております。これらのように当社グループには、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

このような事象又は状況を解消するために、当社グループでは2022年下期以降、「Reborn計画」の下で収益構造の改善及び資本の増強を喫緊の経営課題と捉えて取り組んでおります。

まず収益構造の改善におきましては、店舗別の収益構造から強化店舗、撤退店舗を分けし、経営資源の効率的な投下に向けて構造的体質改善を行います。更に既存ブランド事業の進化形態として新業態事業モデルを開発し、2024年2月期（2023年度）上期より展開を進めてまいります。ブランド事業においては、ブランド&デザインの一元管理を行うことによる、販売への世代別マーケティングの強化に加えて、高品質商品を新たに開発してまいります。そのためにこれまで海外生産が中心であった生産体制も見直しを図り、国内生産へのシフト回帰を図った市場対応型の生産体制を構築いたします。また物流機能の更なる統合と合理化をすすめ、過剰在庫の削減や仕入のコントロールによる在庫効率の改善と物流経費の効率化を図り、物流構成比の低減に努めてまいります。加えて新たなパートナー企業との新市場の販売提携も進めており、早期に黒字化を目指してまいります。

これら事業構造改革を着実に実行するために、2022年9月より、社長直轄組織として経営企画室を設置し予実管理体制の強化、各本部の責任者に執行役員を配置することにより、業務推進の責任体制、更には組織・人事改革を推し進めております。

全社員が高いモチベーションを維持し、日々の業務に取り組める就労環境の改善整備を進めるとともに、新経営陣の下、新たな行動指針である「3つの一手間かけた思いやり」を周知徹底、率先垂範で取り組むことにより、よき規範づくりを進捗させております。

また、財務面におきましては、2023年5月30日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様からのご承認を受けまして、株式会社コナカ（当社親会社）を引受先とする18億円のA種種類株式の発行と減資等を実施し、資本増強と資本構成の最適化を図り、「Reborn計画」の確実な実行のための資金調達を行っております。更に、ご支援頂いております取引金融機関や親会社に対しましては、既存の借入金の返済期限の延長など、引き続きご支援を頂くことにより、さらなる財務体質の改善に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(追加情報)

(財務制限条項)

短期借入金のうち1,635百万円、1年内返済予定の長期借入金のうち7,724百万円（2020年10月27日付シンジケートローン契約）には下記の財務制限条項が付されております。

- ①2022年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額を、2021年2月期末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ②2021年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- ③株式会社コナカの連結子会社であることを維持すること。
- ④全貸付人及びエージェントの事前承諾なく、株式会社コナカを債権者とする2020年10月15日付の8億円の借入金の弁済を行わないこと。

なお、当第1四半期連結会計期間末において、当社は上記の財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2023年5月31日)
商品及び製品	4,989百万円	5,257百万円
建物	907百万円	889百万円
土地	2,949百万円	2,949百万円
計	8,847百万円	9,096百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2023年5月31日)
仕入債務	1百万円	0百万円
短期借入金	1,635百万円	1,635百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,824百万円	7,724百万円
計	9,460百万円	9,359百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
減価償却費	129百万円	83百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2023年5月30日開催の第29回定時株主総会での承認を受け、A種種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行っております。2023年5月31日に株式会社コナカからのA種種類株式の払込みを受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ900百万円増加し、また、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の結果、資本金が100百万円、利益剰余金が2,010百万円となっております。なお、当第1四半期連結累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失347百万円を計上した結果、当第1四半期連結累計期間末の利益剰余金は、1,662百万円となっております。

(セグメント情報等)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

当社グループは、「ファッションブランドビジネス」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)

当社グループは、「ファッションブランドビジネス」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
バッグ	3,939	3,671
ジュエリー	596	423
アパレル	1,420	1,347
その他	666	635
顧客との契約から生じる収益	6,622	6,077
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	6,622	6,077

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△4円93銭	△5円28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (百万円)	△324	△347
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△324	△347
普通株式の期中平均株式数(株)	65,851,203	65,851,203

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年7月14日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代 表 社 員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代 表 社 員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年3月1日から2023年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及び連結子会社の2023年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、前連結会計年度に流動比率が61%となったことに加え、前連結会計年度まで、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を4期連続で計上した。また、当第1四半期連結累計期間においても同様の状況が継続している。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。

監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。